

金融機関で取り扱う主な商品の 相続税の財産評価

坂本和則 相談部 東京相談室

花野 稔 相談部 大阪相談室

貯蓄から投資への流れの中で、さまざまな投資運用商品を購入する高齢者の方も増えているのではないのでしょうか。実際に、相続が発生したときに所有していた金融資産が、相続税の計算上どのように評価されるのかを事前に知っておくことは大切です。今回は、金融機関が取り扱う主な商品について、その相続税の財産評価の方法や留意点を解説します。

注:本稿では、銀行、証券会社、保険会社といった各種金融機関が取り扱う商品を取り上げています。取り扱う商品の種類や取り扱いの仕組みなどは、金融機関により異なりますのでご注意ください。

1. 証券投資信託の受益証券の評価

証券投資信託は、不特定多数の投資家から集めた資金を有価証券などに分散投資し、その運用によって得た利益を投資家に分配する制度で、投資対象によって「株式投資信託」や「公社債投資信託」などに分類されます。証券投資信託の受益証券は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき募集発行され、相続時の評価においては以下の3つに区分し評価します。

[1] 上場証券投資信託の受益証券

上場証券投資信託の受益証券は、取引所を通じて売買することになりますから、上場株式と同様の評価方法となります（4ページ、「3. 上場株式の評価」をご参照）。

[2] 日々決算型のもの（中期国債ファンド、MMF、MRFなど）の受益証券

MMF や MRF など日々決算型の証券投資信託の受益証券は、課税時期（相続の場合は被相続人の死亡の日。以下同）に解約請求等した場合に支払いを受けることができる価額として、以下（次ページ）のように評価します。

$$1 \text{口当たりの基準価額} \times \text{口数} + \text{再投資されていない未収分配金} - \text{再投資されていない未収分配金に係る源泉所得税相当額 (注)} - \text{信託財産留保額および解約手数料 (消費税相当額を含む)}$$

注:特別徴収されるべき都道府県民税の額に相当する金額、および復興特別所得税を含みます (以下同)。

[3] 上記以外の証券投資信託の受益証券

上記 [1] [2] 以外の証券投資信託は、課税時期に解約請求等をした場合に支払いを受けることができる価額として、以下のように評価します。

$$\text{課税時期の1口当たりの基準価額} \times \text{口数} - \text{課税時期において解約請求等をした場合の源泉所得税相当額} - \text{信託財産留保額および解約手数料 (消費税相当額を含む)}$$

- 1万口当たりの基準価額が公表されている証券投資信託については、算式中の「課税時期の1口当たりの基準価額」を「課税時期の1万口当たりの基準価額」と、「口数」を「口数を1万で除して求めた数」と読み替えて計算した金額とします。
- 課税時期の基準価額がない場合は、課税時期前の基準価額のうち、課税時期に最も近い日の基準価額を課税時期の基準価額として計算します。

2. 公社債の評価

公社債を発行者により区分すると、国が発行する国債、地方公共団体が発行する地方債、独立行政法人などの政府関係機関や特殊法人が特別な法律に基づいて発行する政府関係機関債などの「公共債」と、民間企業が発行する事業債（社債）などの「民間債」に大別されます。相続時の評価においては、発行者の区分ではなく、以下のように区分し評価します (注)。

注:以下の区分に加え、転換社債型新株予約権付社債、および元利均等償還が行われる公社債の評価方法が定められていますが、ここでは解説を省略します。また、以下で示す「最終価格」「源泉所得税控除後の経過利息の額」「平均値」および「発行価額」は、いずれも券面額100円当たりの金額です。

[1] 利付公社債

利付公社債とは、約定された一定期日に利子が支払われる債券です。利付公社債は、以下の区分により評価します。

(1) 金融商品取引所に上場されている利付公社債

$$(\text{取引所の公表する課税時期の最終価格}^* + \text{源泉所得税相当額控除後の経過利息の額}) \times \text{券面額} / 100 \text{円}$$

*当該利付公社債が日本証券業協会の公表する「公社債店頭売買参考統計値」(次ページ注)(以下「売買参考統計値」)の銘柄の場合は、「最終価格」と「売買参考統計値の平均値」のいずれか低いほうの価格。

注：日本証券業協会が、公社債の店頭取引における市場実勢（売買価格、レート等）を広く投資家に公開し、公平で公正な価格形成を図ること、さらに投資者保護の見地から公表している価格です。日本証券業協会のホームページ（<http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/baibai/index.html>）で確認できます。

- (2) 日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定された利付公社債（上場されているものを除く）

$$(\text{売買参考統計値の平均値} + \text{源泉所得税相当額控除後の経過利息の額}) \times \text{券面額} / 100 \text{円}$$

- (3) 上記 (1) (2) 以外の利付公社債

$$(\text{発行価額} + \text{源泉所得税相当額控除後の経過利息の額}) \times \text{券面額} / 100 \text{円}$$

[2] 割引発行の公社債

割引発行の公社債とは、券面額を下回る価額で発行される債券です。券面額と発行額との差（償還差益）が事実上利子に相当し、満期時に券面額で償還されます。割引発行の公社債は、以下の区分により評価します。なお、課税時期において割引発行の公社債の差益金額に係る源泉所得税相当額がある場合は、以下の区分により評価した金額から、その源泉所得税相当額を控除します。

- (1) 金融商品取引所に上場されている割引発行の公社債

$$\text{取引所の公表する課税時期の最終価格} \times \text{券面額} / 100 \text{円}$$

- (2) 日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定された利付公社債（上場されているものを除く）

$$\text{売買参考統計値の平均値} \times \text{券面額} / 100 \text{円}$$

- (3) 上記 (1) (2) 以外の割引発行の公社債

$$\{\text{発行価額} + (\text{券面額} - \text{発行価額}) \times A^{*1} / B^{*2}\} \times \text{券面額} / 100 \text{円}$$

* 1：発行日から課税時期までの日数

* 2：発行日から償還期限までの日数

[3] 個人向け国債

個人向け国債は、個人のみが保有できる国債で、発行から一定期間（原則1年）が経過するといつでも中途換金できることが保証されています（相続の場合は、この一定期間内での中途換金も認められています）。そのため個人向け国債の評価は中途換金額で評価します。

額面金額 + 超過利子相当額 - 中途換金調整額*

*課税時期が、発行後いつの時点にあるかによって異なります。詳しくは、財務省のホームページ内、個人向け国債ページにある「中途換金シミュレーション」でご確認ください。

(<https://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/simu/realization/index.htm>)

3. 上場株式の評価

上場株式は、その株式が上場されている金融商品取引所が公表する課税時期の最終価格（終値）（注1）で評価します。ただし、課税時期の終値が課税時期の属する月以前3カ月（相続発生日・前月・前々月）の各月ごとの終値平均額（注2）のうち最も低い価額を超える場合は、その最も低い価額で評価します。

なお、当該上場株式が国内の2以上の金融商品取引所に上場されている場合の取引所の選択は、「納税者が選択した金融商品取引所」となります。

注1：課税時期に取引がなく、値が付かなかった場合や、土曜・日曜日、休日である場合で課税時期に終値がないときは、原則課税時期の前日以前の終値または翌日以降の終値のうち、課税時期に最も近い日の終値を課税時期の終値とします。なお、課税時期に最も近い日の終値が、課税時期の前日以前と翌日以後の双方にあるときは、その平均額となります。また、その株式に権利落等がある場合には、一定の修正をすることとされています。

注2：終値平均額は各取引所のホームページに掲載されている相場表で調べることができます。

4. 預貯金の評価

預貯金は、以下のように評価します。

預入高 + 既経過利子の額 - 源泉所得税相当額

- 定期預金（定期郵便貯金および定額郵便貯金を含みます）以外の預貯金は、課税時期現在の既経過利子の額が少額のものに限り、課税時期現在の預入高によって評価することになっています。
- 外貨預金は、納税者の取引金融機関が公表する課税時期における最終の対顧客直物電信買相場（TTB）またはこれに準ずる相場により日本円への換算を行います。また、課税時期に相場がない場合は、課税時期前の相場のうち、課税時期に最も近い日の相場により換算します。

5. 生命保険契約に関する権利の評価

被相続人が保険料を負担した生命保険契約（これに類する共済契約で一定のものが含まれます）で、被相続人以外の者を被保険者としているものは、相続開始の時においては、まだ保険事故が発生していないので死亡保険金の支払いは行われず、「生命保険契約に関する権利」として取り扱われます。この生命保険契約に関する権利の価額は、相続開始の時において、その契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の額により評価します（次ページ注）。なお、いわゆる掛捨て保険で、解約返戻金のないものは評価しません。

また、解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合は、

これらの金額を加算し、解約返戻金の額について源泉所得税相当額がある場合は、その金額を差し引いた金額により「生命保険契約に関する権利の価額」を評価することとなります。

注：相続税においては、被相続人が保険料を負担し、かつ被相続人が契約者である場合（下表・例1）は、この生命保険契約に関する権利は被相続人の本来の相続財産とされます。これに対し、被相続人が保険料を負担し、被相続人以外の者が保険契約者である場合（同・例2）は、契約者が相続（契約者が相続人でない場合は遺贈）により、その権利を取得したものとみなされ、みなし相続財産として取り扱われます。ただし、解約返戻金の額により評価することは、どちらの場合も同じです。

	保険契約者	保険料負担者	被保険者
例1	父	父	子
例2	子	父	子

注：例1、2ともに、父に相続が発生した場合

内容は2017年9月29日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。

みずほ総合研究所 相談部東京相談室 03-3591-7077 / 大阪相談室 06-6226-1701
<https://www.mizuho-ri.co.jp/service/membership/advice/index.html>